

京丹後市森林環境整備促進対策事業補助金

【新規就労者定着支援事業】

1. 事業の概要

地域林業の振興及び森林の公益的機能の維持増進に必要な林業就労者を確保するため、市内の林業経営体が新規就労者を試用雇用し、就労者の定着を図る事業を奨励します。

2. 対象事業の内容

林業経験のない人、林業経験が少なく知識や技能が十分でない求職者を試用雇用で受入れ、必要な職業技能訓練を行い、本採用への移行を目指す事業

3. 補助対象者

市内の林業経営体

4. 補助金額

新規就労者一人につき 20 万円とし、試用雇用期間終了後も継続して雇用した場合は新規就労者一人につき 10 万円を加算する。

5. 補助金交付の要件等

- ① 雇用期間の定めがない雇用契約であること。
- ② 雇用期間の開始から 1 月以上 6 月以内の試用雇用期間を設けていること。
- ③ 就業規則または雇用契約書において、試用雇用期間に係る規定があること。
- ④ 対象新規就労者は 45 歳以下の者とする。
- ⑤ 過去に採用実績のある者は対象外とする。

6. 提出書類

(1) 交付申請（試用雇用契約時）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 雇用契約書（写）
- ④ 職務経歴が確認できる書類（履歴書、職務経歴書の写し等）

(2) 実績報告（本採用時）

- ① 補助金実績報告書（様式第5号）
- ② 事業結果報告書
- ③ 雇用実績が確認できる書類（賃金台帳、訓練報告、領収書の写し等）

(3) 交付請求（補助金確定後）

- ① 補助金交付請求書（様式第7号）

(4) 交付決定の変更または中止

交付決定を受けた事業計画においては、「事業費総額の3割を超える減額」、「事業内容の変更」または「事業の中止」があった場合、下記の書類が必要となります。

- ① 変更（中止）承認申請書（様式第3号）
- ② 変更後の事業計画書
- ③ その他変更内容がわかるもの